

磐田市令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号に係る被災農業者事業継続支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号により被災した、市内の農業者及び農業法人（以下「農業者等」という。）の事業復旧と継続を支援するため、当該農業者等に対し、予算の範囲内において磐田市令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号に係る被災農業者事業継続支援金（以下「支援金」という。）を支給するものとし、その支給に関しては、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者 農業を営む者のうち、農業収入を得ているものをいう。
- (2) 農業法人 会社法（平成17年法律第86号）に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社若しくは合同会社のうち農業経営を主たる目的とするもの又は農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき設立された農事組合法人をいう。
- (3) 新規就農者 令和5年1月以降に初めて農業収入を得た農業者等をいう。

(支給対象者)

第3条 支援金の支給の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する農業者等とする。

- (1) 令和5年6月2日時点において市内に住所を有する農業者又は市内に事業所を有する農業法人であり、令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による被害からの復旧後も引き続き市内で農業を継続する意思があること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 令和5年6月から同年12月までの農業収入の合計が、令和4年6月から同年12月までの農業収入の合計と比べ減少している者。ただし、磐田市が令和4年度に支給した被災農業者事業継続支援金を受けていた者（以下「令和4年度被災農業者事業継続支援金受給者」という。）については、令和5年6月から同年12月までの農業収入の合計が、令和3年6月から同年12月までの農業収入の合計と比べ減少している者

イ 新規就農者

(3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 磐田市暴力団排除条例（平成24年磐田市条例第37号）第2条に定める暴力団、暴力団員又は暴力団員等に該当するもの

イ 支援金の趣旨に照らして適当でないと市長が認めるもの

（支援金の額等）

第4条 支援金の額は、10万円又は令和4年6月から同年12月までの農業収入の合計より令和5年6月から同年12月までの農業収入の合計を差引いた額のいずれか低い額とする。ただし、新規就農者は10万円とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、令和4年度被災農業者事業継続支援金受給者は、10万円又は令和3年6月から同年12月までの農業収入の合計より令和5年6月から同年12月までの農業収入の合計を差引いた額のいずれか低い額とする。

3 支援金の支給は、農業者等につき1回に限る。

（支給の申請）

第5条 支援金の支給の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、被災農業者事業継続支援金支給申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(1) 被災状況のわかる写真

(2) 令和5年6月から同年12月までの収入及び令和4年6月から同年12月までの収入がわかるもの。ただし、令和4年度被災農業者事業継続支援金受給者は、令和5年6月から同年12月までの収入及び令和3年6月から同年12月までの収入がわかるもの

(3) その他市長が必要と認める書類

（支援金の支給決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行うものとし、支援金の支給を決定したときは被災農業者事業継続支援金支給決定通知書（様式第2号）により、支援金を支給しないことを決定したときは被災農業者事業継続支援金不支給決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（支給決定の取消し）

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により支援金の支給を受けたときは、支

援金の支給決定を取り消すことができる。

- 2 支援金の支給決定の取消しの通知は、被災農業者事業継続支援金支給決定取消通知書（様式第4号）によるものとする。

（支援金の返還）

第8条 市長は、前条に定める支給決定の取消しを行ったときは、支給した当該支援金の全部又は一部を返還させることができる。

（電磁的記録）

第9条 申請者は、この告示に規定する提出書類を、書面等（書面、書類、文書その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により作成し、市長が認める方法により提出することができる。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

（有効期限）

- 2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

（経過措置）

- 3 前項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までに第6条に定める支給決定を受けたものについては、この告示は、同日後もなおその効力を有する。

被災農業者事業継続支援金支給申請書

磐田市長

住所又は所在地
氏名又は名称

磐田市令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号に係る被災農業者事業継続支援金支給要綱の内容を承諾のうえ、磐田市令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号に係る被災農業者事業継続支援金について下記のとおり申請します。

記

1 被災情報

被災物件の区分	<input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 農作物 <input type="checkbox"/> その他（ ）
被災物件の所在地	磐田市
被災物件の状況（冠水・土砂流入等）	
支給対象者区分	<input type="checkbox"/> 個人農業者 <input type="checkbox"/> 農業法人 <input type="checkbox"/> 新規就農者

2 支援金支給申請額 _____ 円

3 振込先（「金融機関」か「ゆうちょ銀行」のどちらかを記入ください。）

<input type="checkbox"/> 金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支店名	分類	口座番号	(フリガナ) 口座名義人
銀行 信金 信組 農協		普通 ・ 当座		
銀行コード	支店コード			

<input type="checkbox"/> ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号 (右詰めでご記入ください)	(フリガナ) 口座名義人
貯金通帳の表紙裏又は、キャッシュカードの記号・番号をご記入ください。	1 0		

4 誓約・同意事項

- 私は令和5年6月2日時点で市内において農業経営をしており、被害からの復旧後も引き続き市内で農業を継続する意思があります。
- 支給要件の確認のため、市が支給対象者の住民基本台帳、農業収入の申告内容及びその他必要な情報を確認することについて同意します。
- 支援金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や支援金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、支援金を返還します。

【添付書類】

以下の書類を本申請書と合わせて提出してください。

No.	添 付 書 類 一 覧	チェック
1	被災状況のわかる写真	
2	令和5年6月から同年12月までの収入及び令和4年6月から同年12月までの収入がわかるもの。ただし、令和4年度被災農業者事業継続支援金受給者は、令和5年6月から同年12月までの収入及び令和3年6月から同年12月までの収入がわかるもの	

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

磐田市長



被災農業者事業継続支援金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった磐田市令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号に係る被災農業者事業継続支援金について、下記のとおり支給を決定したので、磐田市令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号に係る被災農業者事業継続支援金支給要綱第6条の規定により通知します。

記

金

円

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

磐田市長



被災農業者事業継続支援金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった磐田市令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号に係る被災農業者事業継続支援金について、下記のとおり支給しないことを決定したので、磐田市令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号に係る被災農業者事業継続支援金支給要綱第6条の規定により通知します。

記

（理由）

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

磐田市長



被災農業者事業継続支援金支給決定取消通知書

年 月 日付け 第 号により支給決定をした磐田市令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号に係る被災農業者事業継続支援金について、下記のとおり取り消したので通知します。

記

- 1 支給決定の取消額
 - (1) 支給決定額 円
 - (2) 今回取消額 円
 - (3) 更正決定額 円
- 2 取消しをする理由